

建設業法改正等による各種制度の運用について

1. 技術者配置の金額要件緩和について

建設業法施行令が改正され、以下のとおり監理技術者配置の金額要件及び技術者の専任要件の金額が緩和されます。

《技術者配置の金額緩和内容》

	(現行)		(改正後)
監理技術者配置の金額要件	4,500万円以上 (建築一式7,000万円以上)	⇒	5,000万円 以上 (建築一式 8,000万円 以上)
工事現場における専任要件	4,000万円以上 (建築一式8,000万円以上)	⇒	4,500万円 以上 (建築一式 9,000万円 以上)

《改正後の運用》

令和7年1月31日以前に請負契約を締結した工事の**監理技術者から主任技術者への変更及び専任技術者の非専任への変更**については、**受注者と発注者との協議**（任意様式により書面を提出いただきます。）**により、変更の可否を決定**しますので、変更を希望される場合は、契約検査課へご連絡ください。

2. 現場代理人の常駐義務緩和の金額要件緩和について

福島県において現場代理人常駐義務の金額要件が緩和されたことを受け、本市においても、以下のとおり現場代理人常駐義務緩和の金額要件を拡大します。

《技術者配置の金額緩和内容》

	(現行)		(改正後)
2件まで兼務可能な案件	それぞれ4,000万円未満 (建築一式8,000万円未満)	⇒	それぞれ 4,500万円 未満 (建築一式 9,000万円 未満)
3件まで兼務可能な案件	総額が4,000万円未満	⇒	総額が 4,500万円 未満

《改正後の運用》

令和7年2月1日以降に常駐義務緩和措置の申請があった案件から適用します。

3. 現場代理人の常駐の免除期間について

福島県に準じた受注環境を速やかに整え、受注機会の確保を図るため、以下のとおり現場代理人の常駐の免除について改正します。

《現場代理人の常駐の免除期間》

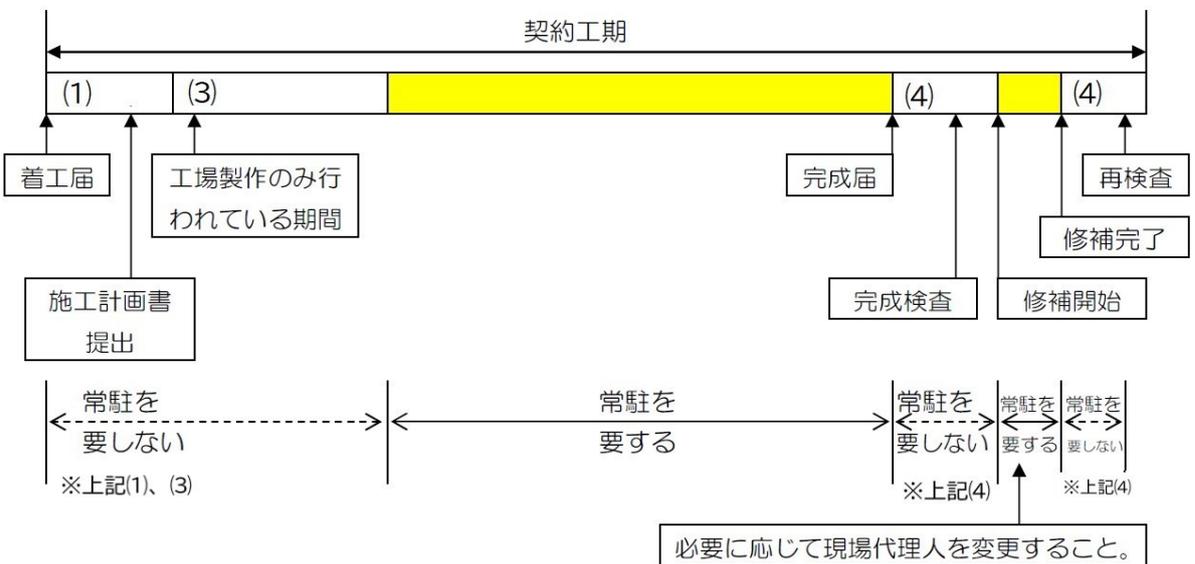
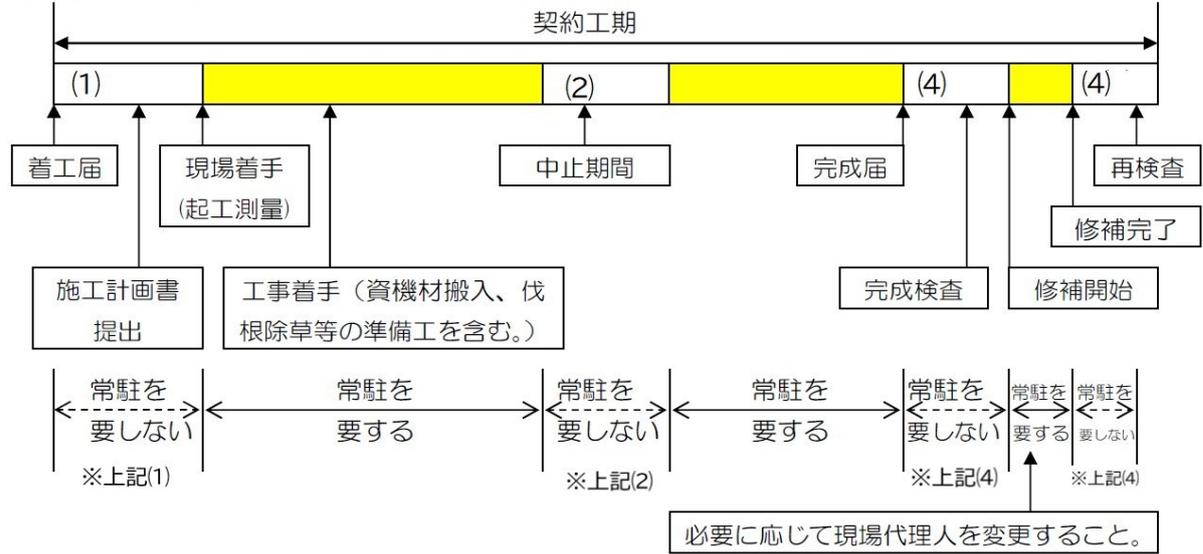
- ・ 契約後の準備期間や他契約工事の関係等で、工事に着手していない期間（追加）
- ・ 工事の全面的な中止期間
- ・ 工場製作のみが行われている期間
- ・ 工事の完成届を提出し、完成検査の待機中となっている期間（追加）

改正後の常駐期間のイメージ図は次ページのとおりです。

～ イメージ図 ～

- (1) 契約後の準備期間や他契約工事の関係等で、工事に着手していない期間
- (2) 工事の全面的な中止期間
- (3) 工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事の完成届を提出し、完成検査の待機中となっている期間

【基本イメージ】



《新たに追加された常駐の免除期間の運用》

【(1) 契約後の準備期間や他契約工事の関係等で、工事に着手していない期間】

- ・ 市建設工事請負契約規程に定める「現場代理人等通知書」（第16号様式）を県様式に準じて「現場代理人及び主任技術者等通知書」へ改正し、監督員が記載する「常駐義務発生日」の前日までの期間を常駐免除の期間とします。
- ・ 現場代理人は工事現場への常駐が原則であり、「現場代理人及び主任技術者等通知書」が提出され、監督員が「常駐義務発生日」を記載し、常駐を免除する期間が「書面により明確に」なるまでは、常駐免除期間が不明確であるため、先に従事している工事がある現場代理人を、(1)の免除期間を理由として新たな工事へ現場代理人として配置することはできません。

【(4) 工事の完成届を提出し、完成検査の待機中となっている期間】

完成届の提出日をもって、それ以降の期間を常駐免除とします。ただし、修補期間については、常駐を要します。（これまでの運用を改めて明記した内容であり、運用方法に変更はありません。）

《改正後の「現場代理人及び主任技術者等通知書」の運用》

- ・ 工事請負契約約款第10条第4号に規定する専門技術者の通知は、県の取扱いに準じ、施工体制台帳の提出をもってこれに代えることとします。
- ・ 受注者は、現場代理人を兼務する場合には、先に従事している工事の監督員に対しても、当該「現場代理人及び主任技術者等通知書」の写しを提出してください。
- ・ 新様式においても「経歴書」および「直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書面の写」を添付して提出してください。

4. 建設業法第26条第3項ただし書きに該当する工事への対応について

建設業法の改正により、工事現場毎に専任で置くこととされている主任技術者又は監理技術者について、一定の要件を満たす工事に関しては兼任を可能とする制度が新設されました。それに伴い、福島県においては、同様の要件を満たす場合には、現場代理人の常駐義務緩和の対象としたところです。

本市においても、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する要件を満たす場合、以下の運用により、主任技術者、監理技術者又は現場代理人の兼務を可能とします。

《兼務の要件》

以下に掲げる要件の全てに適用する工事について、兼務を可能とします。

- ・ 請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満
- ・ 兼任現場数が2工事現場以下
- ・ 工事現場間の距離が1日で巡回可能、かつ工事現場において災害等が発生した場合の移動時間が概ね2時間以内
- ・ 下請次数が3次まで
- ・ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を配置
- ※ 土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事に関する1年以上の実務経験を有する者
- ・ 施工体制を確認する情報通信技術の措置（CCUS等）
- ・ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等
- ・ 現場状況の確認のための情報通信機器の設置

《兼務の運用方法》

- (1) 兼務を希望する場合、入札参加資格審査調書とあわせて以下の書類を提出してください。
 - ・ 主任（監理）技術者・現場代理人兼務届出書
 - ・ 使用するシステムの導入状況（CCUS事業者登録完了の通知等）
 - ・ 備え置く予定の「人員の配置を示す計画書」の写し
- (2) 提出された届出を基に、契約検査課において以下の項目を確認します。
 - ・ 請負金額 ・ 兼任現場数 ・ 工事現場間の距離
 - ・ システムの導入状況 ・ 人員の配置を示す計画書の記載内容
- (3) 事後審査の結果、全ての要件を満たしていれば兼務可能とします。
- (4) 実際の施工にあたっては、監督員が兼務要件の運用状況を定期的に確認します。
- (5) 兼務要件を満たさなくなった場合（変更契約等による請負金額の変更を含む）は、受注者、監督員、契約検査課の協議の上、配置技術者（現場代理人）の変更を行います（専任（常駐）での配置とします。）。

5. 建設業法第26条の5に該当する場合の対応について

建設業法の改正により、営業所専任技術者に関して、一定の要件を満たす専任工事について、当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる制度が新設されました。

本市においても、建設業法第26条の5に規定する要件を満たす場合、以下の運用方法により、営業所専任技術者を専任工事へ配置することを可能とします。

《兼務の要件》

以下に掲げる要件の全てに適用する工事について、兼務を可能とする。

- ・ 当該営業所において契約締結された工事であること。
- ・ 請負金額が**1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満**
- ・ 兼任現場数が1工事現場以下
- ・ 工事現場間の距離が1日で巡回可能、かつ工事現場において災害等が発生した場合の**移動時間が概ね2時間以内**
- ・ **下請次数が3次まで**
- ・ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための**連絡員を配置**
- ※ 土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事に関する1年以上の実務経験を有する者
- ・ 施工体制を確認する**情報通信技術の措置**（CCUS等）
- ・ **人員の配置を示す計画書**の作成、保存等
- ・ 現場状況の確認のための**情報通信機器の設置**

《兼務の運用方法》

- (1) 兼務を希望する場合、入札参加資格審査調書とあわせて以下の書類を提出してください。
 - ・ 営業所技術者等兼務届出書
 - ・ 使用するシステムの導入状況（CCUS事業者登録完了の通知等）
 - ・ 備え置く予定の「人員の配置を示す計画書」の写し
- (2) 提出された届出を基に、契約検査課において以下の項目を確認します。
 - ・ 契約締結者 ・ 請負金額 ・ 兼任現場数 ・ 工事現場間の距離
 - ・ システムの導入状況 ・ 人員の配置を示す計画書の記載内容
- (3) 事後審査の結果、全ての要件を満たしていれば兼務可能とします。
- (4) 実際の施工にあたっては、監督員が兼務要件の運用状況を定期的に確認します。

- (5) 兼務要件を満たさなくなった場合（変更契約等による請負金額の変更を含む）は、受注者、監督員、契約検査課の協議の上、配置技術者の変更を行います（専任での技術者配置とします。）。

6. 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等の対応について

建設業法の改正により、建設業者は主要な資材の著しい減少、資材の価格の高騰等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約締結までに注文者に対して通知しなければならないこととされました。

本市発注工事におきましても、当該事象が発生するおそれがある場合には、通知をお願いいたします。

《通知の方法》

- ・ 「工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報通知書」を提出してください。
- ・ 通知日は制限付一般競争入札にあっては開札日の翌日、随意契約にあっては決定日とし、契約書と併せて提出してください。
- ・ 提出先は、市長部局の制限付一般競争入札は契約検査課、上下水道局の制限付一般競争入札は上下水道局総務課、随意契約（見積合わせ等）は各発注課です。
- ・ 契約後に通知された事象が実際に起こった場合には、契約約款に基づき、協議を行ってください。

様式集

様式名	備考
専任の主任技術者の非専任への変更に係る協議書（参考様式）	【市ホームページ掲載場所】 市ホームページ>入札情報>1 入札に関するお知らせ・通知 >【通知】建設業法改正による各種制度の改正について
現場代理人及び主任技術者等通知書（第16号様式）	【市ホームページ掲載場所】 市ホームページ>入札情報>9 入札契約関係様式 >規程様式/契約約款/その他書類
主任（監理）技術者・現場代理人兼務届出書	【市ホームページ掲載場所】 市ホームページ>入札情報>8 入札制度 >会津若松市発注工事における現場代理人及び主任技術者等の適正配置について
人員の配置を示す計画書（参考様式）	【市ホームページ掲載場所】 >会津若松市発注工事における現場代理人及び主任技術者等の適正配置について
営業所専任技術者兼務届出書	【市ホームページ掲載場所】 >会津若松市発注工事における現場代理人及び主任技術者等の適正配置について
工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報通知書（参考様式）	【市ホームページ掲載場所】 市ホームページ>入札情報>9 入札契約関係様式 >請求関係書類/その他書類（納品書、前金払申請書、重要事項説明書等）

専任の主任技術者の非専任への変更に係る協議書

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 請負金額 円
- 4 現場代理人
主任技術者

標記工事につきまして、令和7年2月4日付け6契第1752号「建設業法改正等による各種制度の改正について（通知）」に基づき、「専任の主任技術者」について非専任への変更を希望するため、協議するものです。

令和 年 月 日

会津若松市長

住 所 会津若松市
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

任意様式による協議のため、上記形式
である必要はありません。
また、適宜加工ください。

現場代理人及び主任技術者等通知書

年 月 日契約を締結した、 工事（工期 年 月 日～ 年 月 日）について、会津若松市工事請負契約約款第10条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等（主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐）を下記のとおり定めたので、別添経歴書及び直接的かつ恒常的な雇用を証する書面の写しを添えて通知します。

会津若松市長 宛

年 月 日

受注者 住 所
氏 名
記

1 現場代理人（通知日現在、下記工事を除き、他の工事において現場代理人・主任技術者等でないことを報告します。）

氏 名	権 限				
（ 年 月 日生）	1 約款第10条第2項に規定する権限のすべて 2 上記のうち を除く。				
年 月 日現在、今回契約を締結した工事の工期において、現場代理人・主任技術者等になっている他の工事（会津若松市発注以外の公共工事、民間工事を含む）は次のとおりです。					
発注者	工事番号	工期	請負額	現場代理人等	常駐義務緩和

- (注) 1 該当する事項の番号を○で囲むこと。
 2 氏名は現場代理人となる者とする事。
 3 建設業法上の営業所の専任技術者である者は現場代理人にはなれない。
 4 現場代理人の常駐義務の緩和を承認された場合を除き、現場代理人は工事現場に常駐する必要がある。
 (他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の現場代理人になれない場合がある。)
 5 上記に記載した「他の工事」が会津若松市発注工事の場合は、この通知書の写しを監督員へ提出すること。

2 主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐

施 工 形 態		技 術 者			
		区分	氏 名	役 職	資格の名称
1 すべて自社施工する。		主任技術者	（ 年 月 日生）		
2 一部下請施工する。		区分	氏 名	役 職	資格の名称
下請金額区分	i 下請総額5,000万円未満	主任技術者	（ 年 月 日生）		
	ii 下請総額5,000万円以上	監理技術者	（ 年 月 日生）		
		監理技術者補佐	（ 年 月 日生）		

- (注) 1 「施工形態」の欄は、該当する事項の番号を○で囲むこと。
 2 下請総額5,000万円は、建築一式工事の場合は、8,000万円となる。
 3 監理技術者資格者証の交付を受けている技術者は、その写し（表、裏とも）を添付すること。
 4 記載事項に変更が生じた場合には、速やかに再提出すること。（上欄の変更を○で囲むこと。）
 5 建設業法上の営業所の専任技術者である者は専任の主任技術者等にはなれない。
 6 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上の工事における主任技術者等は、工事現場ごとに専任の者であること。（この場合、他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の主任技術者等にはなれない。）

《監督員確認欄》

職 氏名	職 氏名
現場代理人常駐義務発生日（現場着手日） 年 月 日	主任技術者等の専任義務発生日（工事着手日） 年 月 日

※以下は請負金額が500万円以上の場合、施工体制点検によるため記入不要。

職 氏名	職 氏名
確認月日	確認月日
確 認 結 果	確 認 結 果
現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある	現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある

どちらかを囲んでください。

当初 変更

現場代理人及び主任技術者等通知書

令和〇年〇月〇〇日契約を締結した、第〇〇号 ××××改修工事（工期 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日）について、会津若松市工事請負契約約款第10条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等（主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐）を下記のとおり定めたので、別添経歴書及び直接的

着手日を記載してください。

会津若松市長 様

令和〇年〇月〇〇日

受注者 住所 会津若松市〇〇町〇番〇号

氏名 株式会社 〇〇〇

代表取締役

どちらかを囲んでください。2を選択する場合には、権限から除く業務を記載してください。

着手日を記載してください。

1 現場代理人（通知日現在、下記）

氏名	権限				
〇〇 〇〇 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)	1 約款第10条第2項に規定する権限のすべて 2 上記のうち				
令和〇年〇月〇〇日現在、今回契約を締結した工事の工期において、現場代理人・主任技術者等になっている他の工事（会津若松市発注以外の公共工事、民間工事を含む）は次のとおりです。					
発注者	工事番号	工期	請負額	現場代理人等	常駐義務緩和
会津若松市	第△△号	〇.〇.〇～〇.〇.〇	3,500,000	現場代理人	有
会津若松市	第□□号	〇.〇.〇～〇.〇.〇	14,200,000	現場代理人	有

(注) 1 該当する事項の番号を○で

2 氏名は現場代理

3 建設業法上の営

4 現場代理人の常駐義務の緩和を承認された場合を除き、現場代理人は工事現場に常駐する必要がある。

(他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の現場代理人になれない場合がある。)

5 上記に記載した「他の工事」が会津若松市発注工事の場合は、この通知書の写しを監督員へ提出すること。

2 主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐

施工形態	技術者			
1 すべて自社施工する。	区分	氏名		
	主任技術者	〇〇 〇〇 (〇〇年〇月〇日生)		
2 一部下請施工する。	区分	氏名		
	下請金額区分	主任技術者		
i 下請総額5,000万円未満	監理技術者			
ii 下請総額5,000万円以上	監理技術者補佐	(年月日生)		

(注) 1 「施工形態」の欄は、該当

2 下請総額5,000万円は、建

写し（表、裏とも）を添付すること。

こと。（上欄の変更を○で囲むこと。）

技術者等にはなれない。

円）以上の工事における主任技術者等は、工事現場ごとに専任

人である者、主任技術者等である者は、当該工事の主任技術者

工事番号がない場合には工事名を記載してください。

常駐義務緩和により兼務している場合には「有」と記載してください。

本市発注工事で兼務を行っている場合には、先に従事している工事の監督員に対しても、この通知書の写しを提出してください。

該当する番号を囲んでください。配置する技術者の区分に応じて、必要事項を「技術者」欄に記載してください。区分ごとの記載例は、次ページ以降に掲載しております。

《監督員確認欄》

職	氏名	職	氏名
現場代理人常駐義務			
※以下は請負金額が5			
職			
確認月日			
現場			

この欄は記載不要です。提出後、監督員が記載いたします。

現場代理人及び主任技術者等通知書

令和〇年〇月〇〇日契約を締結した、第〇〇号 ××××改修工事（工期 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日）について、会津若松市工事請負契約約款第10条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等（主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐）を下記のとおり定めたので、別添経歴書及び直接的かつ恒常的な雇用を証する書面の写しを添えて通知します。

会津若松市長

様

令和〇年〇月〇〇日

受注者 住所 会津若松市〇〇町〇番〇号
氏名 株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

記

1 現場代理人（通知日現在、下記工事を除き、他の工事において現場代理人・主任技術者等でないことを報告します。）

氏名	権限				
〇〇 〇〇 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)	1 約款第10条第2項に規定する権限のすべて 2 上記のうち を除く。				
令和〇年〇月〇〇日現在、今回契約を締結した工事の工期において、現場代理人・主任技術者等になっている他の工事（会津若松市発注以外の公共工事、民間工事を含む）は次のとおりです。					
発注者	工事番号	工期	請負額	現場代理人等	常駐義務緩和
会津若松市	第△△号	〇.〇.〇～〇.〇.〇	3,500,000	現場代理人	有
会津若松市	第□□号	〇.〇.〇～〇.〇.〇	14,200,000	現場代理人	有

- (注) 1 該当する事項の番号を○で囲むこと。
2 氏名は現場代理人となる者とする。こと。
3 建設業法上の営業所の専任技術者である者は現場代理人にはなれない。
4 現場代理人の常駐義務の緩和を承認された場合を除き、現場代理人は工事現場に常駐する必要がある。
(他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の現場代理人になれない場合がある。)
5 上記に記載した「他の工事」が会津若松市発注工事の場合は、この通知書の写しを監督員へ提出すること。

2 主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐

施工形態	技術者				
	区分	氏名	役職	資格の名称	
1 すべて自社施工する。	主任技術者	〇〇 〇〇 (〇〇年〇月〇日生)	〇〇	〇〇〇〇	
2 一部下請施工する。	区分	氏名	役職	資格の名称	資格者証番号
下請金額区分	i 下請総額5,000万円未満	主任技術者	(年月日生)		-
		監理技術者	(年月日生)		
	ii 下請総額5,000万円以上	監理技術者	(年月日生)		
		監理技術者補佐	(年月日生)		

- (注) 1 「施工形態」の欄は、該当する事項の番号を○で囲むこと。
2 下請総額5,000万円は、建築一式工事の場合は、8,000万円となる。
3 監理技術者資格者証の交付を受けている技術者は、その写し（表、裏とも）を添付すること。
4 記載事項に変更が生じた場合には、速やかに再提出すること。（上欄の変更を○で囲むこと。）
5 建設業法上の営業所の専任技術者である者は専任の主任技術者等にはなれない。
6 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上の工事における主任技術者等は、工事現場ごとに専任の者であること。（この場合、他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の主任技術者等にはなれない。）

《監督員確認欄》

職 氏名	職 氏名
現場代理人常駐義務発生日(現場着手日) 年 月 日	主任技術者等の専任義務発生日(工事着手日) 年 月 日

※以下は請負金額が500万円以上の場合、施工体制点検によるため記入不要。

職 氏名	職 氏名
確認月日 確認結果	確認月日 確認結果
現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある	現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある

現場代理人及び主任技術者等通知書

令和〇年〇月〇〇日契約を締結した、第〇〇号 ××××改修工事（工期 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日）について、会津若松市工事請負契約約款第10条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等（主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐）を下記のとおり定めたので、別添経歴書及び直接的かつ恒常的な雇用を証する書面の写しを添えて通知します。

会津若松市長

様

令和〇年〇月〇〇日

受注者 住所 会津若松市〇〇町〇番〇号
氏名 株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

記

1 現場代理人（通知日現在、下記工事を除き、他の工事において現場代理人・主任技術者等でないことを報告します。）

氏名	権限				
〇〇 〇〇 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)	1 約款第10条第2項に規定する権限のすべて 2 上記のうち を除く。				
令和〇年〇月〇〇日現在、今回契約を締結した工事の工期内において、現場代理人・主任技術者等になっている他の工事（会津若松市発注以外の公共工事、民間工事を含む）は次のとおりです。					
発注者	工事番号	工期	請負額	現場代理人等	常駐義務緩和
会津若松市	第△△号	〇.〇.〇～〇.〇.〇	3,500,000	現場代理人	有
会津若松市	第□□号	〇.〇.〇～〇.〇.〇	14,200,000	現場代理人	有

- (注) 1 該当する事項の番号を〇で囲むこと。
 2 氏名は現場代理人となる者とする事。
 3 建設業法上の営業所の専任技術者である者は現場代理人にはなれない。
 4 現場代理人の常駐義務の緩和を承認された場合を除き、現場代理人は工事現場に常駐する必要がある。
 (他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の現場代理人になれない場合がある。)
 5 上記に記載した「他の工事」が会津若松市発注工事の場合は、この通知書の写しを監督員へ提出すること。

2 主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐

施工形態	技術者					
	区分	氏名	役職	資格の名称		
1 すべて自社施工する。	主任技術者	(年月日生)				
2 一部下請施工する。	区分	氏名	役職	資格の名称	資格者証番号	
	i 下請総額5,000万円未満	主任技術者	〇〇 〇〇 (〇〇年〇月〇日生)	〇〇	〇〇〇〇	-
		監理技術者	(年月日生)			
ii 下請総額5,000万円以上	監理技術者補佐	(年月日生)			-	

- (注) 1 「施工形態」の欄は、該当する事項の番号を〇で囲むこと。
 2 下請総額5,000万円は、建築一式工事の場合は、8,000万円となる。
 3 監理技術者資格者証の交付を受けている技術者は、その写し（表、裏とも）を添付すること。
 4 記載事項に変更が生じた場合には、速やかに再提出すること。（上欄の変更を〇で囲むこと。）
 5 建設業法上の営業所の専任技術者である者は専任の主任技術者等にはなれない。
 6 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上の工事における主任技術者等は、工事現場ごとに専任の者であること。（この場合、他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の主任技術者等にはなれない。）

《監督員確認欄》

職 氏名	職 氏名
現場代理人常駐義務発生日(現場着手日) 年 月 日	主任技術者等の専任義務発生日(工事着手日) 年 月 日

※以下は請負金額が500万円以上の場合は、施工体制点検によるため記入不要。

職 氏名	職 氏名
確認月日 確認結果	確認月日 確認結果
現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある	現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある

現場代理人及び主任技術者等通知書

令和〇年〇月〇〇日契約を締結した、第〇〇号 ××××改修工事（工期 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日）について、会津若松市工事請負契約約款第10条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等（主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐）を下記のとおり定めたので、別添経歴書及び直接的かつ恒常的な雇用を証する書面の写しを添えて通知します。

会津若松市長

様

令和〇年〇月〇〇日

受注者 住所 会津若松市〇〇町〇番〇号
氏名 株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

記

1 現場代理人（通知日現在、下記工事を除き、他の工事において現場代理人・主任技術者等でないことを報告します。）

氏名	権限				
〇〇 〇〇 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)	1 約款第10条第2項に規定する権限のすべて 2 上記のうち を除く。				
令和〇年〇月〇〇日現在、今回契約を締結した工事の工期内において、現場代理人・主任技術者等になっている他の工事（会津若松市発注以外の公共工事、民間工事を含む）は次のとおりです。					
発注者	工事番号	工期	請負額	現場代理人等	常駐義務緩和
会津若松市	第△△号	〇.〇.〇～〇.〇.〇	3,500,000	現場代理人	有
会津若松市	第□□号	〇.〇.〇～〇.〇.〇	14,200,000	現場代理人	有

- (注) 1 該当する事項の番号を〇で囲むこと。
2 氏名は現場代理人となる者とする。こと。
3 建設業法上の営業所の専任技術者である者は現場代理人にはなれない。
4 現場代理人の常駐義務の緩和を承認された場合を除き、現場代理人は工事現場に常駐する必要がある。
(他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の現場代理人になれない場合がある。)
5 上記に記載した「他の工事」が会津若松市発注工事の場合は、この通知書の写しを監督員へ提出すること。

2 主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐

施工形態	技術者					
	区分	氏名	役職	資格の名称		
1 すべて自社施工する。	主任技術者	(年月日生)				
2 一部下請施工する。	区分	氏名	役職	資格の名称	資格者証番号	
下請金額区分	i 下請総額5,000万円未満	主任技術者	(年月日生)		-	
	ii 下請総額5,000万円以上	監理技術者	〇〇 〇〇 (〇〇年〇月〇日生)	〇〇	〇〇〇〇	〇〇
		監理技術者補佐	(年月日生)			-

- (注) 1 「施工形態」の欄は、該当する事項の番号を〇で囲むこと。
2 下請総額5,000万円は、建築一式工事の場合は、8,000万円となる。
3 監理技術者資格者証の交付を受けている技術者は、その写し（表、裏とも）を添付すること。
4 記載事項に変更が生じた場合には、速やかに再提出すること。（上欄の変更を〇で囲むこと。）
5 建設業法上の営業所の専任技術者である者は専任の主任技術者等にはなれない。
6 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上の工事における主任技術者等は、工事現場ごとに専任の者であること。（この場合、他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の主任技術者等にはなれない。）

《監督員確認欄》

職 氏名	職 氏名
現場代理人常駐義務発生日(現場着手日) 年 月 日	主任技術者等の専任義務発生日(工事着手日) 年 月 日

※以下は請負金額が500万円以上の場合、施工体制点検によるため記入不要。

職 氏名	職 氏名
確認月日	確認月日
確認結果	確認結果
現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある	現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある

現場代理人及び主任技術者等通知書

令和〇年〇月〇〇日契約を締結した、第〇〇号 ××××改修工事（工期 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日）について、会津若松市工事請負契約約款第10条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等（主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐）を下記のとおり定めたので、別添経歴書及び直接的かつ恒常的な雇用を証する書面の写しを添えて通知します。

会津若松市長

様

令和〇年〇月〇〇日

受注者 住所 会津若松市〇〇町〇番〇号
氏名 株式会社 〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

記

1 現場代理人（通知日現在、下記工事を除き、他の工事において現場代理人・主任技術者等でないことを報告します。）

氏名	権限				
〇〇 〇〇 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)	1 約款第10条第2項に規定する権限のすべて 2 上記のうち を除く。				
令和〇年〇月〇〇日現在、今回契約を締結した工事の工期内において、現場代理人・主任技術者等になっている他の工事（会津若松市発注以外の公共工事、民間工事を含む）は次のとおりです。					
発注者	工事番号	工期	請負額	現場代理人等	常駐義務緩和
会津若松市	第△△号	〇.〇.〇～〇.〇.〇	3,500,000	現場代理人	有
会津若松市	第□□号	〇.〇.〇～〇.〇.〇	14,200,000	現場代理人	有

- (注) 1 該当する事項の番号を○で囲むこと。
2 氏名は現場代理人となる者とする。こと。
3 建設業法上の営業所の専任技術者である者は現場代理人にはなれない。
4 現場代理人の常駐義務の緩和を承認された場合を除き、現場代理人は工事現場に常駐する必要がある。
(他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の現場代理人になれない場合がある。)
5 上記に記載した「他の工事」が会津若松市発注工事の場合は、この通知書の写しを監督員へ提出すること。

2 主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐

施工形態	技術者				
	区分	氏名	役職	資格の名称	
1 すべて自社施工する。	主任技術者	(年月日生)			
2 一部下請施工する。	区分	氏名	役職	資格の名称	資格者証番号
下請金額区分	i 下請総額5,000万円未満	主任技術者	(年月日生)		-
	ii 下請総額5,000万円以上	監理技術者	〇〇 〇〇 (〇〇年〇月〇日生)	〇〇	〇〇〇〇
		監理技術者補佐	〇〇 〇〇 (〇〇年〇月〇日生)	〇〇	〇〇〇〇

- (注) 1 「施工形態」の欄は、該当する事項の番号を○で囲むこと。
2 下請総額5,000万円は、建築一式工事の場合は、8,000万円となる。
3 監理技術者資格者証の交付を受けている技術者は、その写し（表、裏とも）を添付すること。
4 記載事項に変更が生じた場合には、速やかに再提出すること。（上欄の変更を○で囲むこと。）
5 建設業法上の営業所の専任技術者である者は専任の主任技術者等にはなれない。
6 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上の工事における主任技術者等は、工事現場ごとに専任の者であること。（この場合、他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の主任技術者等にはなれない。）

《監督員確認欄》

職 氏名	職 氏名
現場代理人常駐義務発生日(現場着手日) 年 月 日	主任技術者等の専任義務発生日(工事着手日) 年 月 日

※以下は請負金額が500万円以上の場合は、施工体制点検によるため記入不要。

職 氏名	職 氏名
確認月日 確認結果	確認月日 確認結果
現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある	現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある

主任(監理)技術者・現場代理人兼務届出書

令和 年 月 日

会津若松市長

落札候補者 住所
商号又は名称
代表者職氏名

【本工事】 工事番号 第 号

工事名(工種)	工期	発注機関	契約金額
工事場所			
()	年 月 日～ 年 月 日	会津若松市	円
主任(監理)技術者	現場代理人		

工事における配置技術者等について、下記に掲げる兼務要件を満たしていることを誓約し、標記工事の技術者等を兼務させることを希望します。

記

1. 主任(監理)技術者が兼務する工事の内容

工事番号 第 号

工事名(工種)	工期	発注機関	契約金額
工事場所			
()	年 月 日～ 年 月 日		円

◆ 該当する兼務要件(いずれかをチェック)

- 建設業法施行令第27条第2項に相当する工事であるため(「3.」の該当項目をチェック)
- 建設業法第26条第3項第1号に掲げる要件を満たすため(「人員の配置を示す計画書」を提出)
- 以下の監理技術者補佐を当該工事に専任で配置するため

区分	氏名	役職	資格
監理技術者 補佐			

(監理技術者補佐の資格を証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書面を提出)

2. 現場代理人が兼務する工事の内容

工事番号 第 号

工事名(工種)	工期	発注機関	契約金額
工事場所			
()	年 月 日～ 年 月 日		円

◆ 該当する兼務要件(いずれかをチェック)

- 建設業法施行令第27条第2項に相当する工事であるため(「3.」の該当項目をチェック)
- 建設業法第26条第3項第1号に掲げる要件を満たすため(「人員の配置を示す計画書」を提出)

3. 建設業法施行令第27条第2項に相当する工事の場合の兼務要件

兼務する工事現場の相互の距離は10km程度以内で、なおかつ、

- 工作物に一体性若しくは連続性が認められる
- 工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する
- 工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要する
- 資材の調達を一括で行い、相互に工程調整を要する
- 相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に調整を要する
- その他()

様式2 (参考様式)

年 月 日

省令^{※1}17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
------	---------------------

建設業者	名称 (イ ^{※2})				
	所在地 (イ)				
主任技術者 又は監理技 術者 (営業所技 術者又は特定営業 所技術者)	氏名 (ロ)				
	所属営業所名 (ロ)	※17条の5の場合のみ記載			
	一日平均の 法定外労働時間 (ハ)	見込み時間		実績時間	

建設工事1	工事名称 (ニ(1))					
	工事現場所在地 (ニ(1))					
	契約締結営業所 (ニ(1))	名称				※17条の5の場合のみ記載 ※上記所属営業所と同じである必要
		所在地				
	建設工事の内容 (ニ(2))	※法別表第1上段のどれか				
	請負代金の額 (ニ(3))	※1億円未満 (建築一式工事の場合は2億円未満) である必要				
	移動時間 (ニ(4))	※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要				
	下請次数 (ニ(5))	※3次以内である必要				
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))					
	情報通信機器 (ニ(8))					
連絡員 (ニ(6))	氏名					
	所属会社					
	実務の経験	工事名称	期間			
			年	月	月	
			年	月	月	
合計	年	月	月			

※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載
※実務の経験は1年以上である必要

建設工事2	工事名称 (ニ(1))					
	所在地 (ニ(1))					
	建設工事の内容 (ニ(2))	※法別表第1上段のどれか				
	請負代金の額 (ニ(3))	※1億円未満 (建築一式工事の場合は2億円未満) である必要				
	移動時間 (ニ(4))	※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要				
	下請次数 (ニ(5))	※3次以内である必要				
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))					
	情報通信機器 (ニ(8))					
	連絡員 (ニ(6))	氏名				
		所属会社				
実務の経験		工事名称	期間			
			年	月	月	
			年	月	月	
合計	年	月	月			

※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載
※実務の経験は1年以上である必要

※1: 建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号)

※2: 省令 (17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号) の該当する号等、他同じ

以上

営業所専任技術者兼務届出書

令和 年 月 日

会津若松市長

落札候補者 住所
商号又は名称
代表者職氏名

【本工事】 工事番号 第 号

工事名(工種)	工期	発注機関	契約金額
工事場所			
()	年 月 日~ 年 月 日	会津若松市	円

建設業法第26条の5に定める要件を満たしていることを誓約し、標記工事の技術者として、下記の営業所専任技術者を配置させることを希望します。

記

配置する営業所専任技術者

氏名	
所属する営業所名	
所属する営業所の所在地	

(「人員の配置を示す計画書」を提出)

令和 年 月 日

会津若松市長 様

所在地

名称

代表者名

(押印不要)

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報通知書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事番号：

工事名：

主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

特定の建設工の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項 (空欄可)

- (注) 1 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
- 3 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
- 4 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

(記載例)

令和〇年〇月〇日

会津若松市長 様

所在地 会津若松市〇〇〇
名称 〇〇建設株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇 (押印不要)

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報通知書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事番号：第〇〇〇号

工事名：〇〇工事

■ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※：(例)国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例)報道等のURLを記載

又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

■ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※：(例)〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例)報道等のURLを記載

又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項 (空欄可)

(自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)